

避難情報をより効果的に住民の避難行動に結びつけようと、今年5月、災害対策基本法の一部改正、避難情報に関するガイドラインの一部を改定し、避難情報の名称変更などが行われました。避難情報を活かすには、その意味や言葉の定義、名称を正確に把握しておくことが重要です。情報の受け手が理解できなければ、避難行動に結びつかないのです。

そこで、変更点を列挙しておきます。

皆様やご家族の生命・身体・財産を守るため、ぜひ、二読ください。

【一避難情報】の変更について

【広島市平和推進基本条例】について

広島市議会6月定例会で、議員提案による「広島市平和推進基本条例」が、賛成多数で可決、成立しました。

この条例は、広島市の平和行政の理念を示すものです。広島市は昭和20年（1945年）8月6日午前8時15分、人類史上初めて原子爆弾が投下され、多大な被害をこうむりました。この歴史的事実を踏まえ、広島市が永続的に世界恒久平和の実現や核兵器廃絶に尽力する責務を負うことと

5つの政策

私は、5つの政策を打ち出して選挙に臨みました。これは、「4年間の任期で一定の成果を挙げます」と有権者の皆様と約束したことです。

- 1. 子育て支援・人材育成
 - 2. 道路などのインフラ整備を推進
 - 3. 防災・減災
 - 4. 「カラーバリアフリー」の推進
 - 5. 広島市市政改革・メディア戦略

※は今回のテーマとしている政策です。

(5)～(6)は
P4の
Q&Aで
解説して
います。

盛り込むとともに（前文、第一条、第三条）、平和を推進する施策に財政的措置を講ずる」となどを明文化しています（第9条）。広島市議会は、同じ被爆地である長崎市議会などと連携し、平和推進活動をすることを役割と規定しています（第4条）。

同条例の策定経緯などにつづく詳しく述べします。広島市議会には行政（広島市）を監視するところ役割とともに、条例制定による立法的な機能もあります。これまで、広島市議会では議員提案の条例制定を模索し続けてきました。そこで、2019年（令和元年）6月、各会派の代表者による「政策立案検討会議」が発足し、条例制定に向けて、市民や識者への意見収集、論点整理などの準備が進められてきました。私は、2020年（令和2年）7月に同会議メンバーとなり、条例素案の策定作業に携わりました。そして、冒頭に述べたとおり、「広島市平和推進基本条例」が賛成多数により、可決・成立したわけです。約1年間、策定作業に関わった末にできた条例は、対象を明らかにする」と、注意を喚起する狙いがあります。

また、警戒レベル3「高齢者等避難」への名称変更ですが、災害発生の可能性が高くなっている場合、高齢者や子供たちには早めの避難を促す必要性があります。避難情報に「高齢者等」と対象を明らかにする」と、注意を喚起する狙いがあります。

また、「警戒レベル4はこれまで、「避難勧告」と「避難指示（緊急）」の2本立てになつており、「勧告」と「指示」の違いが分かりにくいつう指摘が多く寄せられていました。また、「勧告」という言葉のイメージから避難行動に結びつきにくく、避難指示が出来るまで待つてしまう「逃げ遅れ」が懸念されていました。こうしたことから、避難行動に直結しやすい「避難指示」に名称を変更し、一本化します。なお、避難指示は、従来の避難勧告のタイミングで発令されます。

最後に、レベル5「緊急安全確保」の規定を同法に新設しています。この規定により、避難所等へ逃げると逆に危険な場合、他の高台や別の頑丈な建物に逃げるなど、安全を確保するための措

盛り込むとともに（前文、第一条、第三条）、平和を推進する施策に財政的措置を講ずることなどを明文化しています（第九条）。広島市議会は、同じ被爆地である長崎市議会などと連携し、平和推進活動をすることを役割と規定しています（第四条）。

同条例の策定経緯などについて詳しく述べます。広島市議会には行政（広島市）を監視するという役割とともに、条例制定による立法的な機能もあります。これまで、広島市議会では議員提案の条例制定を模索し続けてきました。そこで、2019年（令和元年）6月、各会派の代表者による「政策立案検討会議」が発足し、条例制定に向けて、市民や識者への意見収集、論点整理などの準備が進められてきました。私は、2020年（令和2年）7月に同会議メンバーとなり、条例素案の策定作業に携わりました。そして、冒頭に述べたとおり、「広島市平和推進基本条例」が賛成多数により、可決・成立したわけです。約1年間、策定作業に関わった末にできた条例は、

わが子のような存在です。可決の瞬間の高揚感は議員冥利の一言に尽ります。

条例は前文と全10条、附則からなります。第6条1項で、「世界平和樹立への礎として永久に忘れてはならない日」とし、原子爆弾による死没者を追悼するとともに世界恒久平和の実現を祈念するため、毎年8月6日を平和記念日とする」と規定しています。かつて、8月6日を誰かの誕生日と間違えられた時の屈辱感、犠牲者への申し訳なさ、風化への危機感を払拭できたらと思います。また、同条2項で「平和記念日に、広島市原爆死没者慰靈式並びに平和祈念式を、市民の理解と協力の下に、厳粛の上で行つものとする」としています。

近年、8月6日の平和記念式典で(5)「デモ団体による騒音」が社会問題化しています。こうした状況を踏まえ、令和元年6月定例会で、(6)「平和記念式典を厳粛な中で挙行されるよう協力を求める決議案」を全会一致で可決しました。そして、第6条2項はこの決議を反映しています。騒音

